



よくある質問



Q1

A1

子世帯は引っ越さないが、親世帯が近くに引っ越してくる場合は対象になりますか。

対象となりません。

Q2

A2

二世帯住宅を建て、子世帯が引っ越すだけでなく、親世帯も引っ越し、同居しようと考えていますが、対象になりますか。

親世帯が引っ越さない同居又は近居にならない場合は、先に親世帯に引っ越し（住民票異動）をしていただく必要があります。その際、親世帯と子世帯の住民票異動日が同日、又は子世帯が先に住民票を異動すると対象外となりますので御注意ください。

Q3

A3

提出書類はどこで取得することができますか。

取得方法は以下のとおり（例：広島市）です。

取得する際は、お住まいの市区町村のホームページ等で御確認いただきますようお願いいたします。

書類名	取得方法	備考
住民票	https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/koseki/1021123/1025549/index.html	・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの ・続柄が分かるもの
戸籍謄本又は戸籍抄本	https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/koseki/1021125/1025551/index.html	・3か月以内に発行されたもの ・子世帯と親世帯の親子関係が分かるもの
市区町村税についての納税証明書	https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/zei/1006092/1003373.html	・3か月以内に発行されたもの ・市区町村税について滞納がない旨の納税証明書（完納証明書）ではない場合、原則として直近3年度分の市区町村税についての納税証明書を提出



よくある質問



Q4

A4

現在、広島市外に住んでおり、住民登録地の役所で「市区町村税の滞納をしていないことが分かる証明書(完納証明書)」はないと言われました。どうすればよいですか。

直近3年度分の納税証明書を御提出ください。

Q5

A5

マンションに入居する予定ですが、マンション全体が町内会（自治会）に加入しない場合はどうすればよいですか。

個別に町内会（自治会）に加入していただくことになります。それが難しい場合は、御連絡ください。

Q6

A6

住替え先の町内会（自治会）の会長が分からない場合はどうしたらよいですか。

住替え先の区役所の地域起こし推進課にお問い合わせください。

中区地域起こし推進課	TEL 504-2546
東区地域起こし推進課	TEL 568-7705
南区地域起こし推進課	TEL 250-8935
西区地域起こし推進課	TEL 532-0927
安佐南区地域起こし推進課	TEL 831-4926
安佐北区地域起こし推進課	TEL 819-3905
安芸区地域起こし推進課	TEL 821-4905
佐伯区地域起こし推進課	TEL 943-9705



よくある質問



Q7

A7

助成対象費用の内、何が対象で何が対象外ですか。

助成対象となるのは、住替えで生じる標準的な費用であり、子世帯が負担すべきものを実際に子世帯が負担した費用が対象となります。

引越し費用（引越し業者に支払ったものが対象）

区分	主な費用	助成の可否
引越運送費用（運賃、料金、実費）	車両費	○
	人件費（運転手、作業員）	
	割増料金（休日、時間外、深夜、早朝、冬期）	
	有料道路の利用料	
付帯サービス費用	梱包、解梱	○
	不用品処分	
	家電製品等購入	×
	運送保険料（任意のもの）	
	荷物一時保管	
	エアコン等の取付・取外し	○
	エアコン等のクリーニング	×

不動産登記費用

手続き項目	領収書名義	建物等の所有者名義	対象の可否
所有権保存・移転 建物表題登記	子世帯	子世帯	○
		親世帯	×
	親世帯	子世帯	
		親世帯	
抵当権設定	子世帯	子世帯	○
		親世帯	
	親世帯	子世帯	×
		親世帯	

※滅失登記については、「住替え後の土地所有」が親世帯であれば対象外です。